

奈良県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
吉野郡十津川村大字竹筒一三五番先から（県境） 吉野郡十津川村大字竹筒六五九番一先まで（県境）	九・六 ） 六〇・九	二八〇八・二	竹筒トンネル 九六七 ・八m（内奈良県側五 八六・〇m） 大洞橋 三八・八m 竹筒第一橋 七三・〇 m 竹筒第二橋 五一・五 m 葛山トンネル 六九九 ・〇m（内奈良県側五 九五・〇m）